

第 2 期高知家の子どもの貧困対策推進計画の変更点について

○ 変更点

	旧	新	ページ
第 2 章 厳しい環境にある子どもたちの現状			
1 子どもの貧困率（全国）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年時点で 17 歳以下の子どもの貧困率は <u>13.5%</u> であり、約 7 人に 1 人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。 ・中でも、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は <u>48.1%</u> と非常に高い水準となっており、ひとり親家庭の子どもたちが経済的に大変厳しい状況にあることがうかがわれます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年時点で 17 歳以下の子どもの貧困率は <u>11.5%</u> であり、約 9 人に 1 人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。 ・中でも、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は <u>44.5%</u> と非常に高い水準となっており、ひとり親家庭の子どもたちが経済的に大変厳しい状況にあることがうかがわれます。 	3
4 生活保護世帯の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度で <u>25.7%</u> と全国平均 <u>16.3%</u>（令和 3 年度未集計のため、令和 2 年度の数値）の約 1.6 倍となっています。 ・こうした状況の中、被保護世帯における子どもの数は、平成 24 年度の 2,796 人をピークに減少しており、<u>令和 2 年度は 1,609 人</u> となっていますが、子どもの総数に占める生活保護世帯の子どもの割合は <u>1.51%</u> となっており、<u>全国平均 0.94%</u> の約 1.6 倍となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度で <u>25.5%</u> と全国平均 <u>16.2%</u>（令和 3 年度）の約 1.6 倍となっています。 ・こうした状況の中、被保護世帯における子どもの数は、平成 24 年度の 2,796 人をピークに減少しており、<u>令和 3 年度は 1,429 人</u> となっていますが、子どもの総数に占める生活保護世帯の子どもの割合は <u>1.39%</u> となっており、<u>全国平均 0.79%</u> の約 1.8 倍となっています。 	5

	旧	新	ページ
9 不登校や中途退学、非行などの学校現場における現状	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校の1,000人あたりの暴力行為発生件数は、<u>公立小学校での増加を受けて、平成30年度から大幅に増加しました。</u> ・1,000人あたりの不登校児童生徒数は、<u>小・中学校は平成25年度以降、高知県、全国ともに増加傾向にあり、本県は2年連続ワースト1位となりました。</u> ・高校生の中途退学率は、依然として全国平均を上回っており、<u>全国ワースト順位も高くなっています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和4年度</u>における小・中・高等学校の1,000人あたりの暴力行為発生件数は、<u>前年度から大幅に減少しました。</u> ・1,000人あたりの不登校児童生徒数は、<u>全国的に増加傾向にある中、本県の小・中学校は10年ぶりに前年度を下回っており、かつ、全国平均を下回りました。</u> ・高校生の中途退学率は、依然として全国平均を上回っていますが、<u>その差は縮小しています。</u> 	11
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和3年</u>における刑法犯少年・触法少年（刑法）の人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙・補導人員）は<u>2.6人</u>と、前年よりも増加し、全国平均よりも上回りました。また、再非行率は<u>29.1%</u>と減少傾向が続いており、全国平均との差は年々縮小しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和4年</u>における刑法犯少年・触法少年（刑法）の人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙・補導人員）は<u>2.8人</u>と、前年よりも増加し、全国平均よりも上回りました。また、再非行率は<u>28.4%</u>と減少傾向が続いており、全国平均との差は年々縮小しています。 	12
12 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和3年度</u>における本県の児童虐待に係る相談対応件数のうち、虐待と認定し対応した件数は<u>452件</u>で高止まりの傾向となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和4年度</u>における本県の児童虐待に係る相談対応件数のうち、虐待と認定し対応した件数は<u>501件</u>で高止まりの傾向となっています。 	14

	旧	新	ページ
第4章 基本的な取組の方向性と具体的な取組			
2 具体的な取組	【施策体系】 5 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援 <u>(高知版ネウボラの推進)</u>	【施策体系】 5 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援	18
I 子どもたちへの支援策 1 社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実	・ <u>コロナ禍において経済情勢が厳しさを増す中</u>	・ <u>物価高騰など経済情勢が厳しさを増す中</u>	20
	④ <u>特別支援保育コーディネーター等と連携した支援の充実や「高知版ネウボラ(※)」との連携強化を図ります。</u> <u>(※) 高知版ネウボラ：妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援(詳細は p. 35)</u>	④ <u>特別支援保育コーディネーター等による取組の充実や市町村要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携強化を図ります。</u> (高知版ネウボラの図を削除)	20
3 学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化	③ <u>放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等の活動を支援します。</u> <u>また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。</u>	③ <u>放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等の活動を支援します。</u> (削除)	22
(1) 放課後等における学習の場の充実			

		旧	新	ページ
(2)	相談支援体制の充実・強化	④心の教育センターのスクールカウンセラー等による指導・助言など	④心の教育センターのスクールカウンセラーや <u>スクールソーシャルワーカー</u> 等による助言や支援など	23
		⑤校内 <u>適応指導教室</u> を設置し、ICTを活用した自主学習の実践研究を推進します。	⑤校内 <u>サポートルーム</u> を設置し、ICTを活用した自主学習の実践研究を推進します。 <u>また、オンラインサポートの活用を推進し、支援につながるできていない児童生徒への支援充実を図ります。</u>	23
		⑥ <u>不登校児童生徒や家庭学習の機会が十分でない児童生徒の学習機会の確保のために、指定地域の教育支援センターを中心としたICTの活用による自主学習等の研究推進に対して支援の充実を図ります。</u>	⑥「 <u>きもちメーター</u> 」や「 <u>校務支援システム</u> 」等を活用した学校における早期の情報共有、初動体制の強化を行うとともに、 <u>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門人材を効果的に活用し、児童生徒一人一人のニーズに応じた支援につなげることができるよう校内支援体制のさらなる充実を図り、早期発見・早期支援の取組を推進します。</u>	23
		⑦ <u>不登校児童生徒の個々に応じた多様な学びの場を確保するため、不登校特例校の設置やフリースクールとの連携なども視野に、新たな教育機会の確保策について検討を進めます。</u>	⑦ <u>不登校児童生徒や家庭学習の機会が十分でない児童生徒の学習機会の確保を目的とした校内サポートルームの取組を周知し、推進を図るとともに、学びの多様化学校の設置やフリースクールとの連携なども視野に、新たな教育機会の確保策について検討を進めます。</u>	23

		旧	新	ページ
(3)	地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進	・ <u>住民同士がつながり、支え合う地域づくり</u> を進めます。	・ <u>つながりを実感できる地域づくり</u> を進めます。	24
		②放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等の活動を支援します。 <u>また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。(再掲)</u>	②放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等の活動を支援します。 (削除)	24
		④ <u>朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣に関する意識を高め、子どもたちが朝食の重要性を理解し、自分で食事を選択したり調理したりできる力を育成する等、実践力をつけるために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援し、県内の食育を推進します。</u>	(削除)	24
		⑤全ての市町村で早期に包括的な支援体制が整備されるよう伴走支援するとともに、地域における支援ネットワークの構築を進めます。	④全ての市町村で早期に包括的な支援体制が整備されるよう伴走支援するとともに、地域における支援ネットワークの構築のほか、 <u>地域資源を活用した居場所や社会参加の場づくり</u> を進めます。	24

		旧	新	ページ
(4)	子どもの健康づくりの推進	②実践力をつけるために、 <u>地域のボランティアによる食事提供活動及び食事活動を支援し、県内の食育を推進します。(再掲)</u>	②実践力をつけるために、 <u>家庭や地域と連携した食育の充実を図ります。</u>	25
4	多様なニーズに対応した学びの場の提供及び就労支援	②進路未定のまま中学校を卒業又は高校を中途退学した方や、 <u>ニートやひきこもり傾向にある若者</u>	②進路未定のまま中学校を卒業又は高校を中途退学した方や、 <u>進学や就職に支援を必要とする若者</u>	25
		④就労等に向けて継続的な支援を行うため、 <u>少年サポートセンターなどの自立支援機関等と連携した立直り支援の仕組みを構築します。</u>	④就労等に向けて継続的な支援を行うため、 <u>自立支援機関等と連携した立直り支援の仕組みを構築します。</u>	25
5	妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援	<u>(高知版ネウボラの推進)</u>	(削除)	26
(1)	「子ども食堂」など居場所の確保・充実	④ <u>新型コロナウイルス感染症の対策を行いながら活動を継続できるよう、子ども食堂における新しい生活様式を踏まえた取組を支援します。</u>	(削除)	26
(2)	発達障害のある子どもを社会全体で見守り育てる地域づくり	①専門職による保育所等への訪問支援を充実し、 <u>早期に適切な支援につなげる体制を整備します。</u>	①専門職による保育所等への訪問支援(<u>巡回支援</u>)の <u>充実により</u> 、 <u>早期に適切な支援につなげる体制を整備します。</u>	27
7	経済的負担の軽減	④ <u>放課後児童クラブにおいて、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。(再掲)</u>	(削除)	29

	旧	新	ページ
8 社会的養育の充実	③支援コーディネーターや施設職員による退所後の支援体制の充実を図ります。	③ <u>社会的養護自立支援拠点の支援</u> コーディネーターや施設職員による退所後の支援体制の充実を図ります。	30
	④子どもとの面談機会の確保や子どもの意見表明への支援に取り組みます。	④子どもとの面談機会の確保や <u>意見表明等支援員による</u> 子どもの意見表明への支援に取り組みます。	30
9 児童虐待防止対策の推進 (子どもたちの命の安全・安心の確保)	・ <u>令和3年度</u> の高知県における児童虐待に係る相談対応件数のうち、虐待と認定し、対応した件数は、 <u>452件</u> で高止まりの傾向となっています。中でも被虐待児の年齢別の構成割合は、就学前児童及び小学生で全体の <u>75.7%</u> を占め、虐待者は両親、もしくは実父又は実母で <u>91.3%</u> を占めています。	・ <u>令和4年度</u> の高知県における児童虐待に係る相談対応件数のうち、虐待と認定し、対応した件数は、 <u>501件</u> で高止まりの傾向となっています。中でも被虐待児の年齢別の構成割合は、就学前児童及び小学生で全体の <u>75.4%</u> を占め、虐待者は両親、もしくは実父又は実母で <u>91.0%</u> を占めています。	31
	(追加)	③ <u>家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等を支援するため、妊娠葛藤や子どもの養育に関する相談支援、居場所や食事の提供などの生活支援体制を強化します。</u>	31
	(追加)	④ <u>母子保健部門と児童福祉部門を一体化する「こども家庭センター」の設置を促進し、包括的な相談支援体制の整備を図ります。</u>	31

	旧	新	ページ
9 児童虐待防止対策の推進 (子どもたちの命の安全・安心の確保)	③市町村の子ども家庭支援員等のアセスメント等の相談対応力や	⑤統括支援員のマネジメントや子ども家庭支援員等のアセスメント等の相談対応力や	31
	⑤ICTを活用した対応ケースのデータベース化や情報共有の迅速化を図ります。	⑦相談支援のための新たな認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進や親子関係の再構築に向けた支援の充実を図ります。	31
	⑥ヤングケアラーや児童虐待など児童生徒が自らの状況を正確に理解するため、小学生等向けリーフレットの作成・配布	⑧ヤングケアラーや児童虐待など児童生徒が自らの状況を正確に理解するため、 <u>動画コンテンツ</u> 等を活用した広報啓発	32
II 保護者等への支援策 2 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援	(高知版ネウボラの推進)	(削除)	35
	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に児童虐待で死亡した子どもの年齢は0歳が<u>65.3%</u>と最も多く、3歳未満までで<u>71.4%</u>を占めています。 令和3年度に本県において児童虐待と認定したケースのうち、就学前までが<u>40.5%</u>を占めており 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に児童虐待で死亡した子どもの年齢は0歳が<u>48.0%</u>と最も多く、3歳未満までで<u>62.0%</u>を占めています。 令和4年度に本県において児童虐待と認定したケースのうち、就学前までが<u>41.7%</u>を占めており 	35

	旧	新	ページ
	<p>・令和6年度のこども家庭センターへの移行を見据えて、妊娠・出産・子育ての総合相談窓口である市町村の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が連携した一体的な支援体制の構築を推進するとともに、教育（学校等）との連携強化による早期発見の支援体制の強化に取り組みます。</p>	<p>・市町村におけるこども家庭センターの設置を促進し母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の強化を図るとともに、教育（学校等）との連携強化による早期発見の支援体制の強化に取り組みます。</p>	35
	<p><u>（こども家庭センターへの移行を見据えた一体的な支援体制の構築）</u></p>	<p><u>（こども家庭センターの設置促進による包括的な相談支援体制の整備）</u></p>	35
	<p>①<u>一体的なマネジメント体制の構築に向けて、サポートプランの作成や運用等を支援するアドバイザーを派遣するほか、こども家庭センターへの移行を見据えた、統括支援員の配置を推進し、こども家庭センターへの円滑な移行に向けた支援に取り組みます。</u></p>	<p>①<u>こども家庭センターの設置運営に係る経費への補助や、先行事例の紹介、アドバイザーによる助言を行い、こども家庭センターの円滑な設置を支援します。</u></p>	35
	<p>②<u>市町村の児童福祉担当部署（子ども家庭総合支援拠点）を中核とした多職種連携によるチーム支援の強化に向けて、市町村子ども家庭支援員等のアセスメント等の相談対応力やソーシャルワークの専門性等の向上を図る研修の充実に取り組みます。</u></p>	<p>②<u>統括支援員のマネジメントや職員のアセスメント等の相談対応力向上のための研修、関係機関との連携強化に向けた多職種連携研修等の実施に取り組みます。</u></p>	35

	旧	新	ページ
3 生活・住まいへの支援	④新・放課後子ども総合プランでは、働く保護者のニーズに応じた放課後児童クラブなどの開設時間の延長や就学援助世帯等の子どもの利用料の減免に対する財政支援を行います。	(削除)	37
	⑧ひとり親家庭の養育費の取り決めや履行確保などに関する問題を解決するため、弁護士等専門家による法律相談を実施します。	⑦ひとり親家庭の養育費の取り決めや履行確保などに関する問題を解決するため、弁護士等専門家による法律相談を実施します。 <u>また、養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費の取決め等に要する経費を補助します。</u>	38
4 就業への支援	①ひとり親家庭等の家庭の状況や職業の適性、就業経験、職業訓練の必要性など、一人一人の状況に応じた就業相談や、就業情報の提供、就業のあっせんなど、ニーズに応じたきめ細かな就業支援をひとり親家庭支援センターと高知家の女性しごと応援室の連携を強化して支援を行います。 また、「ひとり親家庭相談支援アプリ」を活用し、必要な家庭に就業に関する様々な支援制度の情報をプッシュ型で提供します。	①ひとり親家庭支援センターと高知家の女性しごと応援室との連携を強化し、ひとり親家庭等の家庭の状況や職業の適性、就業経験、職業訓練の必要性など、一人一人の状況に応じた就業相談や、就業情報の提供、就業のあっせんなど、ニーズに応じたきめ細かな就業支援を行います。 また、「ひとり親家庭支援センター公式LINE」を活用し、必要な家庭に就業に関する様々な支援制度の情報をプッシュ型で提供します。	39